

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年9月10日(水)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	定期事業者検査「監視機能健全性確認検査(その1の2)」において、同検査要領書の一部に誤記が認められたため、誤記訂正後、検査を再開。	D	
2	3号機	主復水器水抜き準備のため復水再回収タンクへの水張りを実施したところ、復水再回収タンク周りの防水堤内に水漏れ(約43.2リットル:放射能なし)が認められたため、拭き取り除去、調査及び対応検討。	C	
3	3号機	主復水器水室海水側排水作業において、復水器室内海水ストームドレンファンネルの仮設排水配管接続部より海水が床面に漏えい(約80リットル:放射能なし)したことが認められたため、除去清掃及び対応検討。	C	
4	3号機	試料採取系事故後サンプリング装置点検において、同装置純水補給水元弁操作空気用シリンダー部排気孔より空気の漏えいが認められたため、当該弁を補修。	D	
5	3号機	主蒸気隔離弁漏えい試験装置の社内確認において、マノメーター(圧力計)に純水を供給時、空調ダクトに接続されている配管の弁が開固着(閉と誤認)していたためダクト内に水が流入し、ダクトの継ぎ目から水の漏えい(約100リットル:放射能なし)が認められたため、拭き取りおよび水受養生を実施及び対応検討。	C	
6	4号機	原子炉隔離時冷却系定例試験時、テストバイパス弁の開度指示値が中操と現場で相違(中操12%、現場8%)していることが認められたため、当該弁を点検。	D	
7	1.2号廃棄物処理設備	計装品のインターロック警報確認のためモータコントロールセンターテストプラグ接続時、モータコントロールセンター補助変圧器ヒューズが切れたため、当該ヒューズ交換及びテストプラグ点検。	C	・H20年9月11日再審議にてグレード変更「D」→「C」
8	その他	物的防護本部ゲート付近屋外トレンチ内のシャワー用水配管から水漏れ(1~2滴/秒)が確認されたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353